


遺児等サポート奨学金 Q&A

<目次>

Q (問い)	内容
1-1	【月額金】どのような児童生徒が対象となりますか。
1-2	【月額金】母親が亡くなり、父親と、同居する祖父、祖母の3人で児童生徒を養育しています。この場合は奨学金の対象になりますか。
1-3	【月額金】父親、母親ともに亡くなり、祖父、祖母が児童生徒を養育しています。この場合は奨学金の対象になりますか。
1-4	【月額金】児童生徒の父母が離婚し、母親が単独親権者として児童生徒を養育しています。離婚に伴い親権者でなくなった父親が亡くなりましたが、奨学金の対象になりますか。
1-5	【月額金】父親が亡くなり、児童生徒は、母親ではなく2人の里親が養育することになりました。この場合は奨学金の対象になりますか。
1-6	【月額金】父親、母親ともに亡くなり、児童生徒は児童養護施設で生活することになりました。この場合は奨学金の対象になりますか。
2	【卒業時一時金】どのような児童生徒が対象になりますか。
3	所得要件はありますか。
4	新たに月額金の給付を受けたいのですが、どのような手続が必要ですか。
5	月額金の給付を受けていますが、新しい年度が始まっても継続して給付を受けられますか。
6	卒業時一時金の給付を受けたいのですが、どのような手続が必要ですか。
7	年度の途中で保護者が再婚しました。奨学金の対象から外れますか。
8	年度の途中で県外の学校に転校しました。奨学金の対象から外れますか。
9	申請するのを忘れていました。遡って給付を受けることはできますか。
10	申請書や現況届などの各種様式はどこで受け取ることができますか。
11	申請書や現況届は、どこに提出すればよいですか。
12	奨学金の振込先の口座は、保護者名義でもよいでしょうか。
13	奨学金の振込先を、(株)ゆうちょ銀行の口座とすることはできますか。
14	どのようなときに異動届の提出が必要になりますか。
15	兄弟姉妹で本奨学金の手続をする場合、添付する書類は、手続をする人数分必要ですか。

Q (問い)		A (回答)
1-1	【月額金】どのような児童生徒が対象になりますか。	<p>県内の小・中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部を含みます。）に在籍する児童生徒で、保護者のいずれか又はいずれもが東日本大震災以外の要因により亡くなった方が対象となります。</p> <p>ここでいう「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護する方を指します。</p> <p>ただし、<u>保護者が再婚や事実婚をしたり、児童生徒が別の方と養子縁組をしたりすることにより、その児童生徒を監護する方が2名いる場合（原則として、2名のうち少なくとも1名は親権を有する者とします。）は、対象になりません。</u></p>
1-2	【月額金】母親が亡くなり、父親と、同居する祖父、祖母の3人で児童生徒を養育しています。この場合は奨学金の対象になりますか。	<p>この場合の祖父母は、保護者には該当しないため、その児童生徒は奨学金の対象になります。</p>
1-3	【月額金】父親、母親ともに亡くなり、祖父、祖母が児童生徒を養育しています。この場合は奨学金の対象になりますか。	<p>奨学金の対象になります。</p> <p>ただし、児童生徒と祖父母が養子縁組をしている場合は、祖父母は亡くなった父母に代わり保護者として児童生徒を監護していることとなりますので、その児童生徒は奨学金の対象になりません。</p>
1-4	【月額金】児童生徒の父母が離婚し、母親が単独親権者として児童生徒を養育しています。離婚に伴い親権者でなくなった父親が亡くなりましたが、奨学金の対象になりますか。	<p>この場合の父親は、保護者に該当しないため、その児童生徒は奨学金の対象になりません。</p> <p>ただし、亡くなった父親が、離婚後も児童生徒と同居して児童生徒を監護していた等、特別の事情がある場合は、宮城県教育庁総務課（電話：022-211-3613）まで個別にお問い合わせください。</p>
1-5	【月額金】父親が亡くなり、児童生徒は、母親ではなく2人の里親が養育することになりました。この場合は奨学金の対象になりますか。	<p>奨学金の対象になります。</p> <p>ただし、児童生徒と里親が養子縁組をすることになった場合は、2人の里親は、亡くなった父と、母に代わり保護者として児童生徒を監護することとなりますので、その児童生徒は奨学金の対象になりません。</p>
1-6	【月額金】父親、母親ともに亡くなり、児童生徒は児童養護施設で生活することになりました。この場合は奨学金の対象になりますか。	<p>奨学金の対象になります。</p>

2	【卒業時一時金】どのような児童生徒が対象になりますか。	県内の小・中学校を卒業する年の1月1日から3月31日までの間にQ1-1のA(回答)に該当する期間がある方が対象となります。
3	所得要件はありますか。	所得要件はありません。
4	新たに月額金の給付を受けたいのですが、どのような手続が必要ですか。	<p>遺児等サポート奨学金給付申請書(月額金)(様式第1号)に必要書類を添付して、宮城県教育庁総務課宛てに提出してください。</p> <p>添付する書類は、次のとおりです。このうち、②と③は、申請前3か月以内に発行されたものを添付してください。</p> <p>①学校に在籍することを証する書類(申請書の「在籍状況等証明書欄」で証明してもらう場合は、添付不要です。)</p> <p>②戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)</p> <p>保護者が亡くなったことがわかるものを添付してください。戸籍全部事項証明書ではそれがわからない場合は、除籍謄本を併せて添付してください。</p> <p>③世帯全員の住民票の写し</p> <p>続柄が記載されているものを添付してください。</p> <p>④振込口座通帳の表紙と見開き部分のコピー</p> <p>申請する児童生徒が名義人の預金口座となります。</p> <p>なお、①から④までのほか、必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。</p>
5	月額金の給付を受けていますが、新しい年度が始まっても継続して給付を受けられますか。	<p>一度給付の決定を受けていても、新しい年度に継続して月額金の給付を受けるためには、4月中に遺児等サポート奨学金現況届(様式第2号)を提出する必要があります。</p> <p>Q4のA(回答)に記載の①及び③の書類を添付して、宮城県教育庁総務課宛てに提出してください。</p> <p>このうち、③は、その年の4月1日以降に発行されたものを添付してください。</p> <p>※その年に卒業時一時金の給付を受けている場合は、卒業時一時金申請時から受給者の養育状況、保護者、住所等に変更があった場合のみ③を添付してください。</p>
6	卒業時一時金の給付を受けたいのですが、どのような手続が必要ですか。	<p>遺児等サポート奨学金給付申請書(一時金)(様式第3号)に必要書類を添付して、次の期間内に宮城県教育庁総務課宛て提出してください。</p> <p>【既に奨学金を受給している方】1月から2月15日まで</p> <p>※やむを得ず、上記の期間に申請ができなかった場合は、5月31日までに申請があれば一時金を給付することができます。</p> <p>【新しく奨学金を申請する方】1月1日から5月31日まで</p> <p>添付する書類はQ4のA(回答)に記載の①から③までの書類です。このうち、②及び③は、その年の1月1日以降に発行されたものを添付してください。</p>

7	年度の途中で保護者が再婚しました。奨学金の対象から外れますか。	<p>【月額金】 年度の途中で奨学金の対象者でなくなった場合でも、その年度の3月分までは給付の対象となります。</p> <p>【卒業時一時金】 県内の学校を卒業する年度の1月1日から3月31日までの間に遺児等に該当する期間があれば、給付の対象となります。例えば、卒業する年度の1月15日に保護者が再婚された場合は、1月1日から1月14日までの間は対象者に該当しますので給付の対象となりますが、卒業する年度の12月に再婚された場合は、1月から3月までの間に対象者に該当する期間がありませんので、給付の対象となりません。</p>
8	年度の途中で県外の学校に転校しました。奨学金の対象から外れますか	<p>【月額金】 Q7のA（回答）と同様、転校した年度の3月分までは給付の対象となります。</p> <p>【卒業時一時金】 県外の学校に転校し、県内の学校を卒業しない場合は、給付の対象となりません。</p>
9	申請するのを忘れていました。遡って給付を受けることはできますか。	<p>【月額金】 申請日（宮城県教育庁総務課に申請書が届いた日を指します。）の属する月の翌月から給付対象となりますので、遡って給付を受けることはできません。</p> <p><u>ただし、奨学金の給付対象者に該当することとなった日（保護者の死亡日や県内学校への転入日）から30日以内に申請された場合は、給付対象者に該当することとなった日の属する月の翌月（当該日が月の初日であるときは、その月）から給付対象となります。</u></p> <p>【卒業時一時金】 Q2のA（回答）に記載の期間に申請があった方が給付対象となりますので、それを過ぎて申請した方は遡って給付を受けることはできません。</p>
10	申請書や現況届などの各種様式はどこで受け取ることができますか。	<p>各種様式は宮城県教育庁総務課のホームページからダウンロードすることができます。</p> <p>URL : https://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/support.html</p>  <p>そのほか、各学校や宮城県教育庁総務課でも配布しています。</p>
11	申請書や現況届は、どこに提出すればよいですか。	<p>下記宛てに提出してください。（郵送又は来庁して提出）</p> <p>〒980-8423 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県教育庁総務課 行政統計班</p>

12	奨学金の振込先の口座は、保護者名義でもよいでしょうか。	奨学金は児童生徒を対象としたものであるため、 振込先の口座は、児童生徒本人のもの に限らせていただいております。
13	奨学金の振込先を、(株)ゆうちょ銀行の口座とすることはできますか。	<p>可能です。</p> <p>その場合、給付申請書の振込口座「支店名」及び「口座番号」には、ゆうちょ銀行通帳の見開きページ「銀行使用欄」に印字されている「店名」及び「口座番号(7ケタ)」を御記入ください。</p> <p>※ 上記の印字が見当たらない場合や、記号(5ケタ)・番号(8ケタ)しか分からないときは、ゆうちょ銀行の窓口又はホームページで御確認いただくことができます。</p>
14	どのようなときに異動届の提出が必要になりますか。	<p>異動届の提出が必要な場合は、次のようなときです。</p> <p>①児童生徒が学校を転校したとき。</p> <p>②児童生徒が給付対象者に該当しないこととなったとき。 (保護者の再婚、養子縁組等)</p> <p>③奨学金の給付を辞退しようとするとき。</p> <p>④児童生徒本人が亡くなったとき。</p> <p>⑤児童生徒又は保護者の氏名、住所、連絡先に変更があったとき。</p> <p>⑥振込先を変更したいとき。</p>
15	兄弟姉妹で本奨学金の手続をする場合、添付する書類は、手続をする人数分必要ですか。	<p>兄弟姉妹の戸籍及び世帯が同一であり、同時に申請等書類を提出する場合には、「戸籍謄本」及び「世帯全員の住民票の写し」はそれぞれ1部で構いません(記載内容が同じ証明書類は、1部で結構です)。</p> <p>ただし、「在籍証明」及び「振込先口座の通帳のコピー」は、個人ごとに必要となります。</p>